五　法附則第三十五条の二の二第四項において準用する法附則第三十五条の二第四項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条

六　法附則第三十五条の二の二第四項において準用する法附則第三十五条の二第四項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条の三第一項及び第二項第一号

七　附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第一項第一号

八　附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第七条の二第二項、第七条の三第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一及び第七条の十三

附則第十八条の六第十六項中「附則第三十五条の三第三項又は第六項」を「附則第三十五条の三第五項又は第八項」に改め、同項の表中「第二十五条の十二の二第二十一項第一号」を「第二十五条の十二の二第二十三項第一号」に、「附則第三十五条の三第六項」を「附則第三十五条の三第八項」に、「附則第三十五条の三第三項」を「附則第三十五条の三第五項」に改め、同条第十七項及び第十八項中「附則第三十五条の三第九項」を「附則第三十五条の三第十一項」に改め、同条第十九項中「附則第三十五条の三第十一項」を「同条第十項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十八項」に、「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の二第十項」に、「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に改め、同条第二十項中「附則第三十五条の三第十一項の規定による特定株式」を「附則第三十五条の三第十五項の規定による特定株式」に、「同条第十四項」を「同条第十六項」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の三第十一項の次に次の一号を加える。

二　前年前三年内の一の年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、その年分の法附則第三十五条の三第十五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この号において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）及び同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この号において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）があるときは、当該特定株式に係る譲渡損失の金額は、まず当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する。

附則第十八条の六第二十一項中「附則第三十五条の三第十二項に規定する特定株式」を「附則第三十五条の三第十六項に規定する特定株式」に改め、同項第一号中「附則第三十五条の三第十二項」を「附則第三十五条の三第十五条の三第十六項」に改め、同項第三号中「附則第三十五条の三第九項」を「附則第三十五条の三第十一項」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の三第十一項又は第十四項」を「附則第三十五条の三第十五項又は第十八項」に、「附則第三十五条の二第十項第三号」を「附則第三十五条の二第八項第三号」に、「附則第三十五条の三第十八項」に改め、同条第三十一項中「附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の三第十四項」に、「次の各号」を「第一号から第六号まで」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に「又は第七号から第十二号までに掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、「同項」を「同条第十三項又は第十五項」に改め、同項第一号中「附則第三十五条の二第十項第三号」を「附則第三十五条の二第八項第五号」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の二第十項第五号」を「附則第三十五条の二第八項第五号」に改め、同項第四号及び第五号中「附則第十八条第十項」を「附則第十八条第八項」に改め、同項に次の六号を加える。

七　法附則第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五条の二第八項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二

八　法附則第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五条の二第八項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条の三第四項及び第五項第一号

九　法附則第三十七条の二の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五並びに第七百六条の二第一項

十　附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される法第三百十五条各号列記以外の部分、第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号

十一　附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の三の二第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六

十二　附則第二十一条の規定により読み替えて適用される第五十六条の八十九第二項第二号

附則第十八条の六第三十二項中「附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の三第十三項又は第十五項」に、「附則第十八条第十項」を「附則第十八条第八項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額は、同号」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される法第三百十五条第一号に規定する租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、附則第十八条第八項（附則第十八条の二第八項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される法第三百十五条第一号」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「第三十七条の十三の二第四項」の下に「又は第七項」を加え、同条第三十三項中「附則第三十五条の三第十一項又は第十四項」を「附則第三十五条の三第十五項又は第十八項」に改め、同項の表中「第二十五条の十二の二第二十一項第一号」を「第二十五条の十二の二第二十三項第一号」に、「附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の三第十四項」に、「附則第三十五条の三第十三項」を「附則第三十五条の三第十六項」に改める。

附則第十八条の六の二第一項中「の株式等」を「の上場株式等」に、「規定する株式等」を「規定する上場株式等」に改め、同条第二項第二号中「第二十五条の八第九項第二号」に改め、同条第三項中「の株式等」を「の上場株式等」に改める。

附則第十八条の七の二第五項中「又は第三十五条の二第一項」を「、第三十五条の二第一項又は第三十五条の二の二第一項」に、「配当所得」を「配当所得等」に、「若しくは法」を「、法」に、「規定する株式等」を「規定する一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に「若しくは法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、同条第十三項中「又は第三十五条の二第六項」を「、第三十五条の二第五項又は第三十五条の二の二第五項」に、「配当所得」を「配当所得等」に、「若しくは法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等」を「、法附則第三十五条の二の二第五項に規定する一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に「若しくは法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、同条第十五項第三号中「附則第三十七条の二」を「附則第三十七条の三」に改め、同項第六号中「附則第二十一条」を「附則第二十二条」に改める。

附則第十八条の九（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第二十条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条中「附則第三十五条の二第五項」に、「株式等」を「一般株式等」に改める。